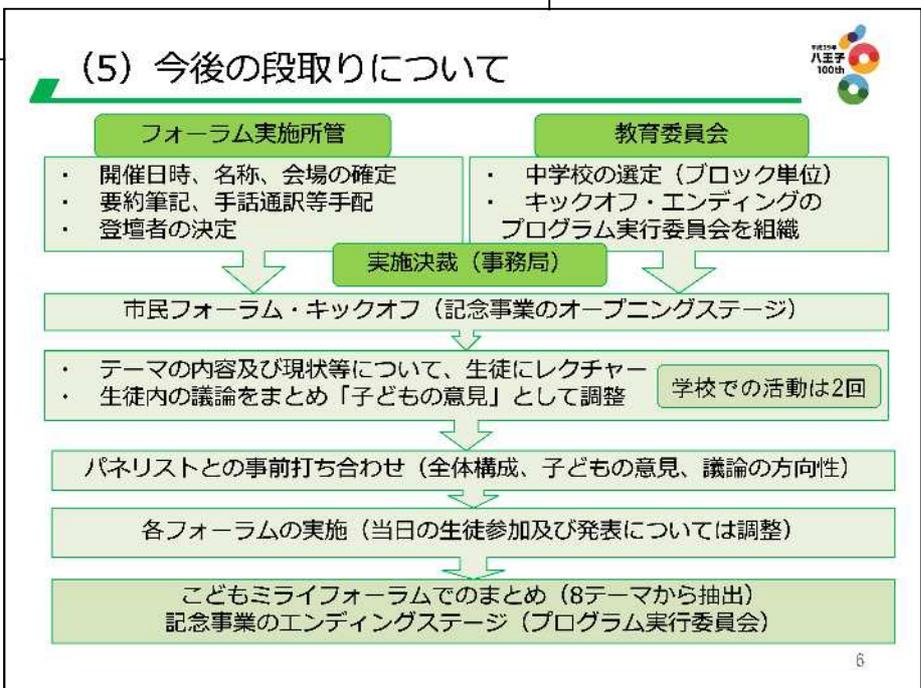
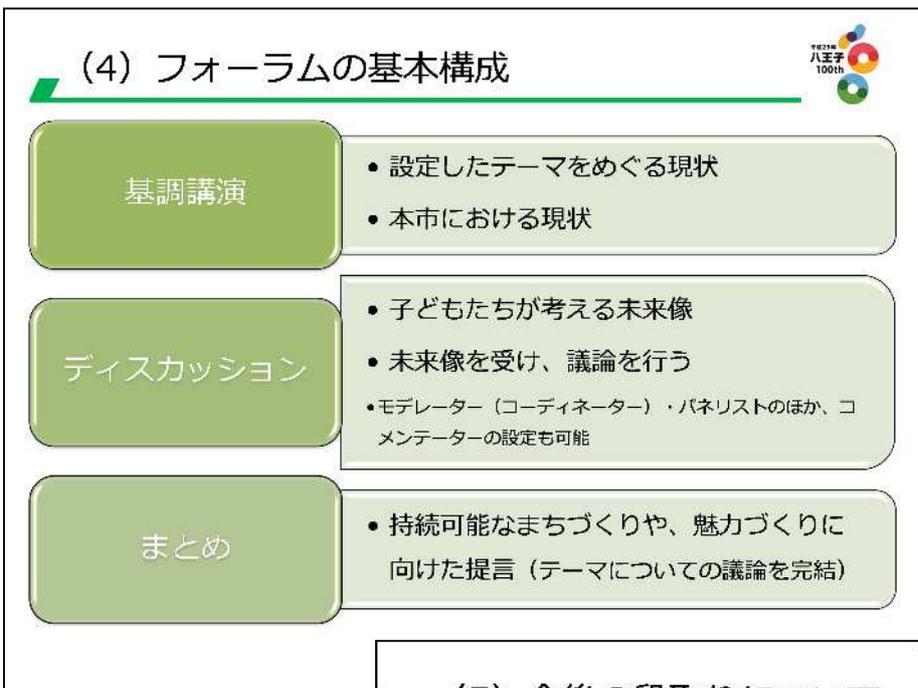
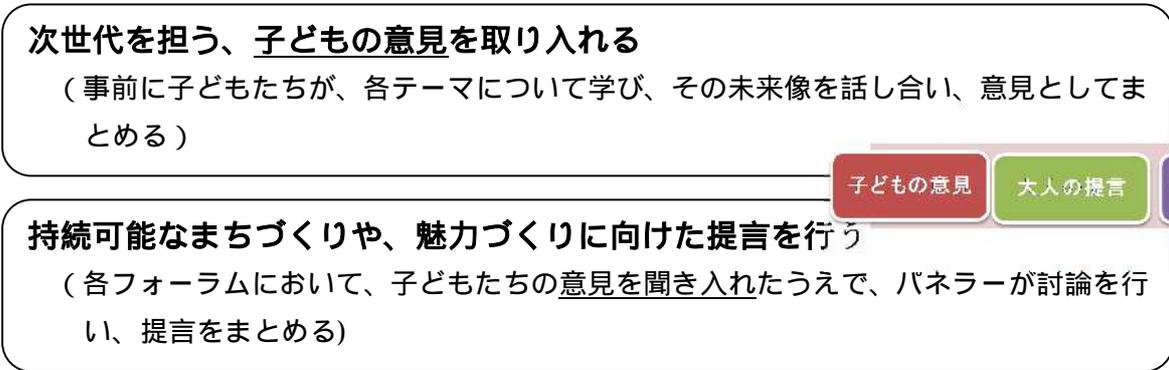


# 1.ビジョン・フォーラムにおける「子どもの意見」枠組み

各フォーラムに組み入れる共通要素



## 2. 「子どもの意見」と意見の尊重についての基本的な考え方

子どもの意見及びその意見の尊重については、子どもの権利条約に基づき、児童福祉法の理念とともに、本市における「子どもにやさしいまち」の実現に向けた取り組みであることを基本的な考え方とする。

子どもの権利条約（1994年批准）

（第12条）意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持ち、その意見は子どもの発達に応じて十分に考慮されなければならない。

児童福祉法（2017年6月3日改正）

（第二条）全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

子どもにやさしいまちづくりの推進について（ユニセフ資料による）

「子どもにやさしいまち」とは、子どもの最善の利益を図るべく[子どもの権利条約](#)の内容を具現化するまち（自治体など）で、子どもの権利条約の内容を知り尊重する事が基本となる。（「ユニセフの子どもにやさしい"まち"の定義」より）

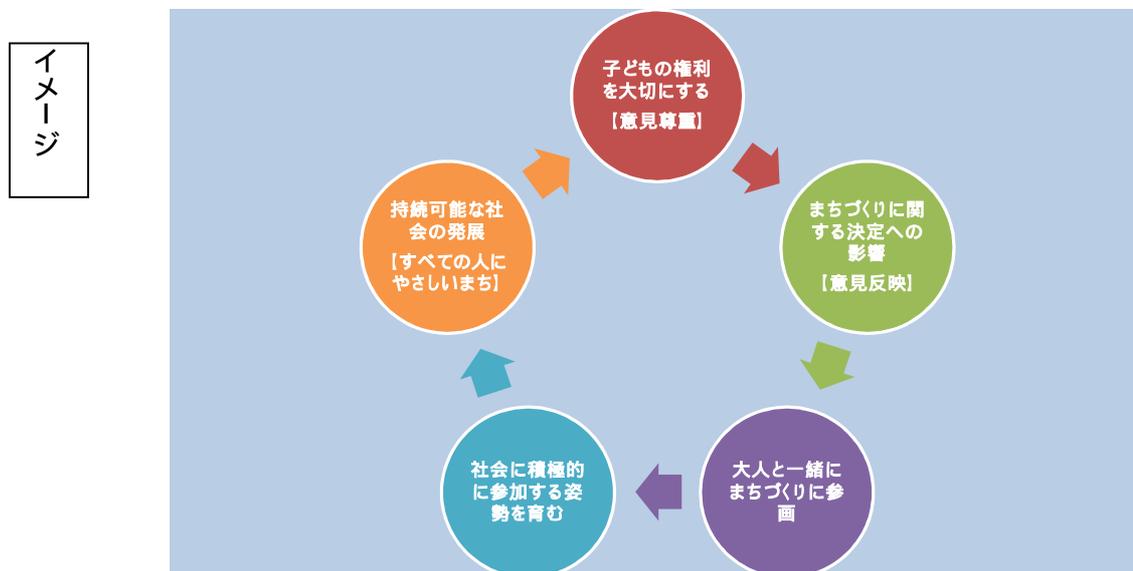
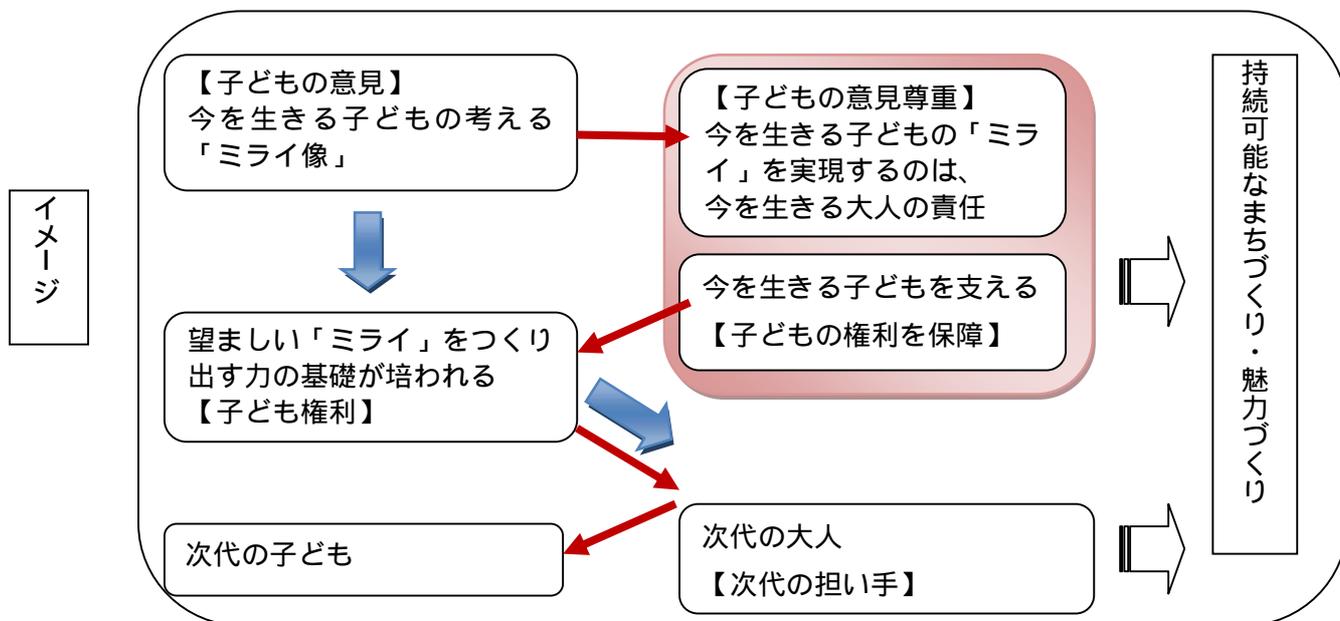
子どもにやさしい"まち"とは子ども一人一人が下記の事をできるようにするために積極的に取り組むまちです。

子どもが...

- ・まちの決定に影響を与えることができる
- ・子どもたちが望む"まち"の在り方に関して意見を言うことができる
- ・家族に、コミュニティ、社会生活に関わる
- ・教育や保健などの基礎的サービスの供与に預かる
- ・安全な水や衛生施設を使うことができる
- ・搾取、暴力、虐待から守られる
- ・まちを安全に歩くことができる
- ・友達と会い、遊ぶことができる
- ・植物や動物のための緑地がある
- ・汚染されていない環境で暮らす
- ・文化的社会的行事に参加する
- ・種族的出身、宗教的理由、あるいは収入の多い少ない、性別、そして障害のあるなしに関わらず、その町の平等な一員として如何なるサービスも受けることができる

持続可能な社会の発展や地球規模な課題の解決のためには、

- 子どもも社会の一員として大人とともにまちづくりの担い手となることが大切
- 子どもの声をまちづくりに生かし、参加の機会を設けることが必要
- 子どもたちが公益を大切に、社会に積極的に参画する姿勢を育む



#### 留意点

子どもは未来のための存在ではなく、今を生きる市民ということに留意  
市民参加の8段のはしごを参考に「お飾り参加」とならないように留意  
学習発表会や参加した子どもを賞賛する場ではないことに留意